

市内事業者省力化設備等導入支援事業補助金

市内事業者等が人手不足や賃上げ、物価高騰等に対応するために行う、省力化・デジタル化や生産能力増強等の生産性の向上につながる設備等導入について支援し、当該取組に必要な経費の一部を補助します。

補助対象者

次のすべてを満たすもの

- ①市内に事業所を有する法人又は個人で、事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある者(農林漁業者、医療法人、農業法人、NPO法人等も対象)
※法人については、資本金の額又は出資の総額が3億円以下、もしくは常時使用する従業員の数が300人以下であること【注意】
※1期以上の税務申告を終えていること同一法人・事業者での応募は、1申請に限ります。
- ②市税等に滞納がない者
- ③防府市暴力団排除条例に該当しない者
- ④宗教活動又は政治活動を目的としていない者

補助金額

・1事業者1回限り 上限**100万円** ・補助率 **2/3**
※消費税及び地方消費税は補助対象外

補助対象事業

①機械装置・システム構築等費 : 【必須費目】
②クラウドサービス利用費 ③外注費 ④技術導入・専門家経費 : 【付随費目】
※本事業では設備投資(10万円以上の償却資産)が必要です。②～④のみの事業は対象外です

人手不足や賃上げ、物価高騰等に対応するために実施する、省力化・デジタル化や生産能力増強等による生産性の向上に資する設備等を市内事業所において導入する事業【補助対象条件】
一定の事業計画期間(3年間)において、事業者全体の労働生産性を基準年度に対して、5%以上増加させる計画であること。

補助対象期間

交付決定日 ~ 令和**7年12月31日(水)**
※この期間内に発注・契約・納品・請求・支払いのすべてが完了していることが必要です。
※交付決定日は、令和7年6月末を予定しています
※交付決定日より前に事業着手した経費については、補助対象となりません

申請期間

令和**7年4月21日(月)** ~ 令和**7年5月23日(金)**
【必着】

※提出書類を下記へ郵送もしくは持参で提出

〈郵送先〉〒747-0037 防府市八王子2丁目8-9 防府商工会議所 宛
※「市内事業者省力化設備等導入支援事業補助金申請書在中」とご記載ください。

提出書類

- ①交付申請書(第1号様式)
 - ②市税の納税証明書(滞納のないことの証明書)
 - ③直近の確定申告書の写し
 - ④直近の決算書の写し
 - ⑤見積書類
 - ⑥申請書類チェックリスト
- ※募集要領を熟読のうえ申請してください。

募集要領・申請書



審査方法

申請された内容について、審査を行った上で、採択の基準点数に達したもののうち、得点の高いものから予算の範囲内で補助対象事業者を決定します。
※先着順ではありません。

お問合せ先 防府市商工振興課 ☎0835-25-2147
防府商工会議所 ☎0835-22-4352
防府市中小企業サポートセンター
(コネクト22) ☎0835-25-2229